

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「改正後」を「この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後」に改め、附則に次の1項を加える。

3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月27日提出

大磯町長 中 崎 久 雄